

◎海運業務に関する協議のための民間団体の設立等に関する  
日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文

(略称) 中国との民間海運協議団体の設立等に関する取極

昭和五十一年八月二十五日 東京で  
昭和五十一年八月二十五日 効力発生  
昭和五十一年九月九日 告示

(外務省告示第一九五号)

目 次

中国側書簡	ページ
1 民間海運協議団体の設立	一一一
2 協議の円滑、適時の実施	一一一
3 代表事務所の設置、要員	一一一
4 代表事務所要員の出張	一一一
5 代表事務所に対する援助	一一一
日本側書簡	一一三

(海運業務に関する協議のための民間団体の設立等に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の交換公文)

(中国方面函件)

日本国政府海运代表团团长中江要介先生

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本官は、千九百七十四年十一月十三日に東京で署名された中華人民共和国と日本国との間の海運協定に言及するとともに、同協定第十条の規定の実施に関して、両政府が到達した次の了解を本国政府に代わって確認する光栄を有します。

1 両政府は、両国の船舶による旅客又は貨物の円滑な運送の促進のためには、両国間の海運業務に従事するそれぞれの国の海運企業が団体を組織し、当該両団体が、両国間の海運業務に関する問題につき協議することが有益であることを認めます。

2 両政府は、それぞれの国の海運企業が組織するところの団体を相互に通報するものとし、それぞれの権限の範囲内で、前記の協議が円滑かつ適時に行われるよう奨励する。

3 それぞれの国の海運企業が組織するところの団体は、他方の国の法令に従じ、北京又は東京に代表事務所を設置することがである。

代表事務所の要員は、中華人民共和国又は日本国の国民でなければならず、当該代表事務所の所在する国の法令を遵守しなければならない。現地で雇用される者を除き代表事務所の要員の数の最高限最多为六名，并根据业务需要，经双方主管当局同意后，

中国との民間海運協議団体の設立等に関する取締

中国側書

簡

民間海運  
協議団体  
の設立

团长先生：

我榮幸地提及一九七四年十一月十三日在東京簽訂的中华人民共和国和日本國海运协定，并代表本国政府确认，两国政府就执行该协定第十条的规定达成如下谅解：

一、两国政府认为，为了促进两国船舶顺利地进行旅客、货物运输，由各自从事两国间海运业务的海运企业组织团体，并由该两团体就有关两国间海运业务问题进行协商，是有益的。

二、两国政府相互将一中所指的各自海运企业组成的团体通知对方，并在各自权限范围内，鼓励顺利和适时地进行上述协商。

三、一中所指的各自海运企业组成的团体，按照对方的法令，可以在北京或东京设立代表办事处。

代表办事处的工作人员必须是中华人民共和国或日本的公民，并须遵守该代表办事处所在国的法令。

代表办事处的人数，除在当地聘用的工作人员以外，最多为六名，并根据业务需要，经双方主管当局同意后，

可調整此項名額。

代表事務  
所要員の  
出張

代表事務  
所に対する  
援助

度は、六名とし、業務の必要に基づき、両国の権限の必要な事  
局の間の合意により変更することができる。

4 代表事務所の要員は、当該代表事務所の所在する国における  
て必要とされる手続を履行した後、自国の船舶及び自国の海  
運企業が傭船した自国外の国の船舶が停泊してくる港に起  
くことができる。

5 両政府は、それぞれの国内法令に従じ、自國に設置やある  
代表事務所に対して、可能な援助及び便宜を供与する。  
本官は、貴官が前記の了解を日本国政府に代わつて確認され  
ることを要請する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、心より貴官に向かひて敬  
意を表します。

千九百七十六年八月二十五日于東京で

中華人民共和国政府海運代表団团长 張公忱

日本国政府海運代表団团长 中江要介殿

中华人民共和国政府海运代表团团长

张 公 忱

一九七六年八月二十五日于东京

四、代表办事处的工作人员在履行该代表办事处所在  
国的必要手续后，可以前往本国船舶和本国海运企业租用  
的本国以外国家船舶的停泊港口。

五、两国政府按照各自国家的法令，为设在本国的代  
表办事处提供可能的协助和方便。

我荣幸地请您代表日本国政府确认上述谅解。  
顺此向您表示敬意。

(日本側書簡)  
書簡をもつて啓上いたします。本官は、本日付けの貴官の次の書簡を受領したことを確認する光榮を有します。

(中國側書簡)

本官は、貴官の書簡に述べられた了解を日本国政府に代わつて確認する光榮を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに貴官に向かつて敬意を表します。

一千九百七十六年八月二十五日に東京で

日本国政府海運代表団団長 中江要介

中華人民共和国政府海運代表団団長 張公忱殿

(参考)

この取極は、一千九百七十四年十一月十三日付けの日中海運協定（条約集第二四四七号参照）の第十一条における両国の船舶による貨客の円滑な運送促進についての協力の規定に關し、両国間の海運業務に從事するそれぞれの海運企業が団体を組織し協議することについて定めたものである。